

現物給与の価額の算定について

社会保険（健康保険・厚生年金保険）では、被保険者の給与額により、報酬月額が決定され、保険料の計算や傷病手当金等の給付額に利用される仕組みになっています。この標準報酬の額は、交通費等を含めた給与額に加え、会社が社員に提供する宿舍費や食事代等の現物給与の額も含めて計算されることになっています。この現物給与の価額が平成26年4月1日から改定されることになりました。これに伴い、このほど、日本年金機構から現物給与の価額にする取扱いが Q&A形式で公表されましたので、ご紹介いたします。

【Q1】 現物給与とはどのようなものか？

【A】 給与は金銭で支給されるのが一般的ですが、住宅（社宅や寮）の貸与、食事、自社製品、通勤定期券などで支給するものを現物給与といいます。

現物給与で支給するものがある場合は、その現物を通貨に換算し、金銭と合算して標準報酬月額の決定を行います。

【Q2】 このたびの現物給与価額の改定は、どこが変更になったのか？

【A】 一部の地域において、食事の現物給与価額が変更になりました。

【Q3】 現物給与価額の改定は、固定賃金の変動に該当するのか？

【A】 固定賃金の変動に該当します。

（「被保険者報酬月額変更届」が必要になる場合がありますので、ご注意ください）

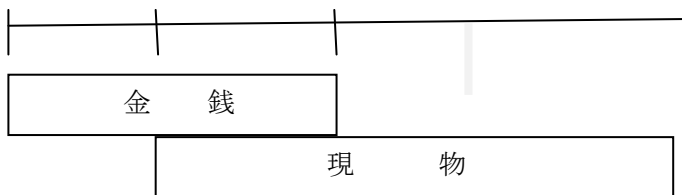
※ 「固定賃金の変動とは」・・・固定賃金（支給額や支給率が決まっているもの）の昇級（降級）や住宅手当、役付手当等の固定的な手当の追加や支給額の変更の場合をいいます。

【Q4】 このたび改定された価額は、平成26年4月1日から適用するとされているが、4月の給与の締め日が月の途中だった場合、現物給与価額はどのように計算するのか？

【A】 現物給与（食事、住宅等）については、給与の締め日は考慮せず、4月分（1カ月分）の報酬として計算します。

（例） 4月分給与（15日締め、当月20日支払）

3/15 4/1 4/15 4/20 4/30



※ 現物給与（住宅、食事等）は、給与の締めにかかわらず、4月1日～4月30日の1カ月分として計算し、4月20日の給与（金銭）と合算します。

【Q5】 勤務地がA県にあり、社宅がB県にある場合、現物給与の価額はどちらの県の価額により計算するのか？

【A】 勤務地であるA県による価額で計算します。

被保険者の人事、労務および給与の管理がなされている事業所が所在する地域の価額により算定することになるため、A県の価額となります。

【Q6】 住宅の現物給与価額は1カ月当たりの価額が示されているが、月途中の入居の場合でも、1カ月の価額により計算するのか？

【A】 月途中から入居した場合であれば、日割計算を行います。

(計算方法) 1カ月相当の現物給与価額×入居日以降の日数÷その月の総日数(1円未満の端数は切り捨てします)

[例] 社宅入居日が4月11日(6畳)の場合の現物給与価額(東京に所在する事業所の場合)

2,400円(畳1畳につき) × 6畳 = 14,400円

14,400円 × 20日(入居日以降の日数) ÷ 30日(4月の日数) = 9,600円

[Q7] 住宅による現物給与の場合、台所・トイレ・浴室・廊下を含めた広さで計算するのか?

[A] 含めず計算します。

価額の計算に当たっては、居間、茶の間、寝室、客間、書斎、応接間、仏間、食事室など、居住用の室を対象とします。玄関、台所(炊事場)、トイレ、浴室、廊下、農家の土間など、また、店、事務室、旅館の客室などの営業用の室は含めません。

[Q8] 本社と支店等が合わせて一つの適用事業所となっている場合(本社で人事・労務・給与をまとめて管理している場合)は、本社または支店等のどちらかの地域の価額で計算するのか?

[A] それぞれの勤務地による価額で計算します。

通常、被保険者の人事、労務及び給与の管理をしている事業所が所在する地域の価額により算定することになりますが、現物給与の価額は本来、生活実態に即した価額になることが望ましいことから、本社・支店等それぞれが所在する地域の価額により計算します。なお、派遣労働者の場合については、実際の勤務地(派遣先の事業所)ではなく、派遣元の事業所が所在する都道府県の価額で計算します。

[Q9] 食事の現物給与価額について、給与から食事代を徴収(負担)している場合は、どのように計算するのか?

[A] 食事代の徴収(負担)額により、以下の①、②のパターンで計算します。

[パターン①] 現物給与価額の**3分の2未満**の価額を食事代として徴収(負担)している場合
食事代の徴収(負担)額 < 現物給与価額3分の2の価額



現物給与の価額から徴収(負担)額を引いた価額が現物給与価額となります。

[例]

・ 1カ月当たりの食事代の徴収(負担)額・・・ 10,000円(A)

・ 1カ月当たりの現物給与価額(東京に所在する事業所の場合)・・・ 19,200円(B)

・ 現物給与価額3分の2の価額(B×2/3)・・・ 12,800円

※ 食事代の徴収(負担)額(10,000円)は現物給与価額の2/3(12,800円)よりも小さい

● 現物給与価額 (B - A) = 9,200円

[パターン②] 現物給与価額の**3分の2以上**の価額を食事代として徴収(負担)している場合
食事代の徴収(負担)額 ≥ 現物給与価額3分の2の価額



現物給与による食事の供与はないものとして取扱います。

[例]

・ 1カ月当たりの食事代の徴収(負担)額・・・ 13,000円(A)

・ 1カ月当たりの現物給与価額(東京に所在する事業所の場合)・・・ 19,200円(B)

・ 現物給与価額3分の2の価額(B×2/3)・・・ 12,800円

※ 食事代の徴収(負担)額(13,000円)は現物給与価額の2/3(12,800円)よりも大きい

● 現物給与価額 = 0円

※住宅にかかる現物給与価額について徴収(負担)されている場合は、上記の取扱いではなく、現物給与の価額から徴収額(負担額)を差し引いた額が現物給与価額となります。